PION 使用許諾追加事項

PION（以下、当ソフトウェア）は、INTELLIGENT WIRE 他製品と用途が大きく異なるため使用許諾の補足事項を追加します。

1. 当ソフトウェアの使用可能範囲について

当ソフトウェアは、楽曲やゲーム製作、アニメ・ドラマ・CM・Youtube投稿動画などの映像作品（アダルト含む）の製作
また、ライブパフォーマンスなど公演での使用を、後述する特例を除きロイヤリティーフリーにて許諾します。

2. 当ソフトウェアを利用した成果物の譲渡・販売について

例として、ユーザー様が効果音製作依頼を受け、依頼者が『当ソフトウェアを所持していない非ユーザー』である場合
当ソフトウェアを利用した成果物を譲渡、販売する行為は
使用許諾の「本製品の一部の譲渡の禁止」にあたる場合があります。

原則として、当ソフトウェアに含まれる単音素材をサンプリングし、依頼者に譲渡、販売する行為を禁止しますが
『当ソフトウェアの単音素材を連続的に組み合わせ、独自のサウンドデザインを作成したオーディオファイル』を
依頼者に対し譲渡・販売することは許諾します。
他社製品の効果音と混ぜた場合も同様に許諾しますが、その場合は他社製品の使用規約を優先して遵守してください。
また、そのような過程で作成した効果音を市場向けに販売、無料配布することは禁止します。

「原則として、当ソフトウェアに含まれる単音素材をサンプリングし、依頼者に譲渡、販売する行為を禁止」としましたが
例外として、依頼者が当ソフトウェアを購入済みである場合は、単音素材の譲渡を許諾します。

3. 効果音の組み込み・利用形態に伴う当ソフトウェアの機能的再現性について

例えば、ゲーム、アプリ、その他の玩具（以下、製作物）に当ソフトウェアの効果音を組み込む場合

1.当ソフトウェアの効果音が多数組み込まれ、パッケージングされておらず
　効果音が容易に抽出可能な状態である。
2.当ソフトウェアの効果音が多数組み込まれており、選択的に再生可能である。
3.玩具の使用、アプリ・ゲーム内のオブジェクト操作に反応し、当ソフトウェアの効果音が再生される。
4.アプリやゲームである場合、BGMをOFFにすることで音源的操作が可能である。

このような条件例を複合的に、また大きく満たす場合は、製作物がサウンドツール、ライブラリの性質を持ち
当ソフトウェアの機能的再現性を有する可能性があるため、その性質が著しく顕著な場合は
使用許諾の「本製品の複製の禁止」にあたる解釈とします。
この用途においてはユーザー様が当ソフトウェアでデザインしたサウンドについても単音素材と同様に扱います。
製作物の規模や、その中で当ソフトウェアを利用していただく割合など
様々な要素があるため、明確な基準と制限を設けることは難しいと考えています。
もし、製作物が上記の条件に大きく合致することが懸念される場合は
ご相談をいただくことで個別に対応させていただきます。
商業的規模、機能的再現性が小さな場合は許諾、大きな場合は別途ライセンス契約とさせていただく方針を考えております。
また、ご相談において製作物の内容を具体的に開示できない場合にも、可能な範囲で対応させていただきます。